

衆議院法務委員会ニュース

【第 201 回国会】令和 2 年 4 月 10 日（金）、第 8 回の委員会が開かれました。

1 理事の辞任及び補欠選任

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行いました。

辞任 理事 藤井比早之君（自民）

補欠選任 理事 越智隆雄君（自民）（理事藤井比早之君今 10 日理事辞任につきその補欠）

2 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

- ・森法務大臣、長谷川総務副大臣、神田内閣府大臣政務官、今井内閣府大臣政務官、宮崎法務大臣政務官、一宮人事院総裁、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者）古川康君（自民）、竹内譲君（公明）、階猛君（立国社）、山川百合子君（立国社）、松平浩一君（立国社）、稲富修二君（立国社）、藤野保史君（共産）、足立康史君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

古川康君（自民）

新型コロナウイルス感染症対策

- ア 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた取組についての法務大臣の対処方針
- イ 緊急事態宣言を受けた法務省の具体的な取組の内容
- ウ 新型コロナウイルス感染症対策のための東京出入国在留管理局の取組及びその法令上の根拠
- エ ウの取組において、法令に定めがなければできない取組と運用によって行える取組の区分
- オ 出入国在留管理に関する申請手続のオンライン化を推進する必要性
- カ 新型コロナウイルス感染症対策としての運転免許の更新に関する警察庁の対応

竹内譲（公明）

- （1） 第 14 回国際連合犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）
 - ア kongressの沿革、歴史的変遷及び現在の機能
 - イ 京都においてkongressが開催されることの意義
- （2） 再犯防止
 - ア 日本における刑務所出所者の再入率の実態
 - イ 保護司のなり手の確保、更生保護女性会の組織の維持などの課題に対する認識及び改革の方向性
 - ウ 刑務所出所者に対する就労支援及び住居確保の状況
- （3） 京都kongressの延期開催に向けた法務大臣の決意

階猛君（立国社）

- （1） 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言下における法務大臣の資質
 - ア 緊急事態宣言下において法秩序の維持や国民の権利擁護という重要な職責を担う法務大臣に求められる資質
 - イ 法務大臣に求められる資質として国民への正確で分かりやすい情報の提供が大事であるとの考えに対する法務大臣の見解
 - ウ 法務大臣に求められる資質として法の公平かつ適正な執行を徹底する能力も重要であるとの考えに対する法務大臣の見解
- （2） 検察官の勤務延長

- ア 検察官の勤務延長に関する検察庁法の解釈変更は芦田内閣の閣議書類の記述や過去の政府答弁を踏まえると解釈変更の限界を超えているのではないかとの考えに対する法務大臣の見解
- イ 検察官の勤務延長の解釈変更後、黒川東京高等検察庁検事長以外に勤務延長を行った検察官の存否
- ウ 検察官の勤務延長の解釈変更の理由とされた諸情勢の変化の内容
- エ 2019年10月末に案をまとめた段階で検察官の勤務延長に関する規定を今国会に提出している「国家公務員法等の一部を改正する法律案」と同様の案にしなかった理由及び黒川東京高等検察庁検事長以外に勤務延長を行った検察官がない理由
- オ 緊急事態宣言の影響によって検察官の人事異動が延期されているにもかかわらず、黒川東京高等検察庁検事長以外に勤務延長を行った検察官がないことに鑑みると、検察官の勤務延長の解釈変更の理由とされた諸情勢の変化は後付けの理由であるとの理解に対する法務大臣の反論
- カ 黒川東京高等検察庁検事長の勤務延長の閣議請議前に解釈変更が行われていなければ違法であるとの法務大臣が認識していたか否かの確認
- キ 黒川東京高等検察庁検事長の勤務延長の理由をその閣議請議の前提となる法務省内の決裁文書等で法務大臣が認識していたか否かについての確認
- ク 閣議請議の前提となる決裁文書又はその添付文書に検察官の勤務延長の解釈変更に関する言及があったか否かの確認
- ケ 閣議請議の前提となった決裁文書を開示する必要性
- コ 人事院が作成した文書「勤務延長に関する規定(国公法第81条の3)の検察官への適用について」が2020年1月24日に作成された根拠となる文書ファイルのプロパティを提示しない理由
- サ 国家公務員法改正案中、検察庁法第22条第2項の改正において、定年退職の特例を定めた改正後の国家公務員法第81条の7の読替規定を置く理由及び当該読替規定を置くのであれば法改正の前に解釈変更によって検察官の勤務延長を行うことは困難であるとの考えに対する法務省の見解

山川百合子君（立国社）

(1) 性犯罪関係

- ア 「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ取りまとめ報告書」の意義と同報告を受けて設置された「性犯罪に関する刑事法検討会」の役割
- イ 同検討会のスケジュールや進め方についての法務大臣の見解
- ウ 同報告書における障害者の性被害に関する報告内容及び障害者の性被害問題への取組に向けた法務大臣政務官の決意
- エ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの機能強化やその存在の周知等についての内閣府の取組状況

(2) 保釈中の被告人の逃走事案への対応等

- ア カロス・ゴーン被告人の国外逃走事案についての対応状況及び増加傾向にある保釈中の被告人の逃走事案に関する課題と今後の取組
- イ 保釈中の被告人等の逃亡防止に関する刑事法の整備について協議する法制審議会において、単なる逃亡防止策だけではなく、保釈保証金の金額設定の在り方、GPS装着のメリット・デメリット、勾留期間の短縮や取調べにおける弁護人の立会い、犯罪人引渡し条約の締結国の拡大などについても、刑事司法制度の全体的なバランスや調和を考慮して議論する必要性

(3) 新型コロナウイルス感染症対策

- ア 新型コロナウイルス感染症に関連してインターネット上などに個人を特定した誹謗中傷の書き込み等がなされることについての対策
- イ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく外出自粛要請が出された場合の警察における対応状況

- (4) 自殺した元近畿財務局職員が学校法人森友学園を巡る公文書改ざん問題の不正を告発するために残したとされる手記についての法務大臣としての受け止め方

松平浩一君（立国社）

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策
- ア 定時株主総会の開催の延期
- a 法務省がウェブサイトで公表した株主総会の延期が可能な場合である「定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合」に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が出された状況が該当するか否かの確認
 - b 上記 a の状況が生じた場合に株主の中に感染者がいたことまでは要求されていないことの確認
 - c 上記 a の状況が生じた場合であるか否かの判断の主体
 - d 定時株主総会の開催の延期を決定した後、株主総会を開催する時期
 - e 定時株主総会を開催することができない状況が1年以上続いた場合における株主総会を開催する時期
 - f 新型コロナウイルス感染症に関連して長期間定時株主総会が開催できない状況が継続していて、いつ総会を開催していいのかわからない場合に、会社が総会の延期決定時に新たに議決権行使のための基準日を定める必要があるか否かについての法務省の見解
- イ バーチャルオンリー型株主総会
- a 経済産業省がウェブサイトで公表した2月26日付け策定の「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」の内容について、法務省も同様の解釈をしているのかの確認
 - b コロナウイルス感染症に関連して経済産業省及び法務省が連名で公表した「株主総会運営に係るQ&A」において、会場に入場できる株主の人数を制限することは可能であるとし、また、結果として、事実上株主が出席できなくても株主総会を開催することが可能であるとしていることを前提に、最初から株主の出席を拒否した上で、株主総会を開催することの可否
 - c 合理的理由なしに株主が株主総会に出席することを拒否することはできないことの確認
 - d 上記 b のQ&Aにおいて結果として株主のいない株主総会が開催できるとしているのであれば、バーチャルな空間であっても株主総会の開催場所として認めるとの解釈変更をしてもいいのではないかと考えに対する法務大臣の見解
 - e ドイツでは、新型コロナウイルスの影響で集会を禁じたことから、バーチャルオンリー型株主総会を認める法改正をしたことを踏まえ、時限立法でもいいので、バーチャルオンリー型株主総会を認める法改正を行う必要性
 - f バーチャルオンリー型株主総会に係る現場の意見についての経済産業省の見解
- (2) 学校法人森友学園への国有地売却事案に係る公文書改ざん問題
- ア 一般論として、国が応訴する場合における事案の事実関係の調査の具体的な方法
- イ 自殺した近畿財務局の職員の妻からの国及び佐川元理財局長に対する訴状が届いたのかの確認

稲富修二君（立国社）

新型コロナウイルス感染症対策

- ア 水際対策
- a 最近の外国人入国者数及び日本人帰国者数
 - b 感染症危険情報レベル2及びレベル3の国や地域からの入国者に対する検疫所における対応
 - c 感染症危険情報レベル2の国や地域からの入国者は新型コロナウイルス感染症のPCR検査の対象ではないことの確認
 - d 新型コロナウイルス感染症の流行地域からの帰国者に要請した14日間の待機等について国が積

極的に支援する必要性

- e 新型コロナウイルス感染症に対する検疫所における水際対策について周知徹底する必要性
- イ 新型インフルエンザ等対策特別措置法
 - a 第 45 条に基づく感染を防止するための協力要請の主体が都道府県知事であることの確認
 - b 第 45 条第 2 項に基づく施設使用の制限の対象に含まれる社会福祉事業の種類
 - c 第 45 条第 1 項に基づく外出自粛要請の対象に保育者における散歩や同条第 2 項による使用制限施設への出勤が含まれるか否か
 - d 施設使用の制限や営業自粛の要請の対象となる事業者の家賃や賃料に対する政府の働きかけの必要性
- ウ 日本語教育機関
 - a 本年 10 月入学に係る留学生の在留資格認定証明書の申請について、その締切日の延長等の柔軟な対応の必要性
 - b 新型コロナウイルス感染症の影響に係る特別措置等に関する通知を日本語教育機関の設立形態に関係なく法務省が周知徹底する必要性
 - c 新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている日本語教育機関に対する経済的支援の必要性
 - d 新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている日本語教育機関に対する支援の在り方についての法務大臣の所見

藤野保史君（共産）

(1) 憲法上の緊急事態条項の創設を巡る議論

- ア 憲法上の緊急事態条項が新型インフルエンザ等対策特別措置法上の緊急事態宣言とは全く異なるものであることの確認
- イ 現行憲法制定当時の審議において、憲法に緊急事態条項を設けなかったのは行政側の便宜よりも民主政治の根本原理を尊重するためである旨の政府答弁がなされていることの確認
- ウ 法制局関・内閣発行の「新憲法の解説」に示された緊急勅令等に係る見解に対する内閣法制局の現在の認識
- エ 上記ウの見解について趣旨を十分に理解できるとする内閣法制局と同様の認識を法務大臣が有していることの確認

(2) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言下における私権制限

- ア 私権制限は必要最小限でなければならず不当な自由の侵害があってはならないことの確認
- イ 私権制限は必要最小限でなければならぬとの考えに対する法務大臣の見解
- ウ 外出自粛要請に伴い、職務質問と同様な形で警察官に外出理由を尋ねさせることを政府が検討している事実の有無
- エ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき警察官に職務質問と同様な形の行動をとらせることの可否

(3) 検察官の勤務延長

- ア 本年 4 月 6 日付けの日本弁護士連合会会長声明の指摘に対する法務大臣の見解
- イ 国家公務員法等改正案において、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例（改正後の国家公務員法第 81 条の 5）と同様の規定を検察官については設ける必要がない根拠として法務省が挙げている職制上の段階がなく降任等が概念し得ない等の検察官の特殊性とは別の観点から検察庁法の改正が行われることの確認
- ウ 検察官の地位の特殊性が憲法の基本原理である権力分立に基礎を置くものであることについての法務大臣の認識
- エ 権力分立などの憲法の基本原理よりも社会経済情勢の変化や犯罪の性質の複雑困難化への対応を

優先して今回の検察庁法の改正が行われることの確認

オ 「国家公務員法等の一部を改正する法律案」から検察庁法改正案を切り出し、法務委員会において審議する必要性

足立康史君（維新）

(1) 新型コロナウイルス感染症対策

ア 生活支援臨時給付金（仮称）を給付することができる時期についての神田内閣府大臣政務官の見解

イ 生活支援臨時給付金（仮称）の給付に向けた検討を総務省が行うことになって本当に大丈夫か否かについての総務副大臣の見解

(2) 「選択的夫婦別姓」制度化

ア 裁判所において、裁判官が裁判関係文書を作成する際に、旧姓を使用することを認めた経緯及び考え方

イ 裁判官が裁判関係文書の作成に旧姓を使用することによって業務上の支障があるか否かについての最高裁判所当局の見解

ウ 政府が旧姓の単独使用を認めていない理由についての内閣府大臣政務官の見解

エ 旧姓使用の制度インフラとして住民基本台帳を活用することによって支障があるか否かについての総務副大臣の見解

オ 旧姓のみで社会生活を行える環境の整備を進めることについての法務大臣の見解

カ 本格的な選択的夫婦別姓制度を導入する前の前段階的な措置として旧姓を公証する方式を導入することについての今井内閣府大臣政務官の見解

キ 本格的な選択的夫婦別姓制度を導入する前の前段階的な措置として旧姓を公証する方式を導入した場合、法務省の省益を害することがあるか否かについての法務省の見解